

返戻金制度について

1. 返戻金の額

当社の職業紹介により採用された求職者が、入社後、本人の自己都合により退職した場合、または本人の責めに帰すべき事由により解雇された場合は、求人者から受領した紹介手数料について、次のとおり返戻します。

退職時期	返戻率
入社日から1ヶ月以内	紹介手数料の 70%
入社日から1ヶ月を超え3ヶ月以内	紹介手数料の 50%
入社日から3ヶ月を超え6ヶ月以内	紹介手数料の 25%
入社日から6ヶ月を超えた場合	返戻なし

※期間は、入社日を起算日とし、雇用契約上の退職日を基準として判定します。

※返戻金は、当社が求人者から実際に受領した紹介手数料(税込額)に上記返戻率を乗じて算定します。

2. 返戻金制度の対象外となる場合

次のいずれかに該当する場合は、返戻金制度の対象外とします。

- 求人者の都合による解雇、雇止め等の場合
- 採用時に明示された労働条件と実際の労働条件に重大な相違があることを理由とする退職の場合
- 賃金不払い、法令違反、ハラスメントその他求人者の責めに帰すべき事由に起因する退職の場合
- 本人の死亡、天災その他やむを得ない事情による退職の場合

3. 返戻の手続き

返戻金制度の適用を希望する求人者は、**対象者の退職日から 30 日以内に**、退職日および退職理由を当社へ書面または電子メールにて通知するものとします。

返戻金制度の適用にあたり、退職日、退職理由その他必要な事項について確認させていただく場合があります。

4. 個別契約がある場合

求人者と当社との間で、本制度と異なる返戻条件を個別に合意している場合は、当該個別契約の定めを優先します。